

委員会提出議案第4号

サウスピア火災事故に係る責任ある対応を求める決議

現在、武蔵浦和地区においては、市の副都心としてのまちづくりを推進しており、武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業では、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）を施行者として事業を進めているところである。

そうした中で、同事業B1ブロックの公益施設棟（サウスピア）建設工事現場において本年1月17日に発生した火災により、この5月から6月にかけて供用を開始する予定であった南区役所や老人福祉センター、子育て支援施設、コミュニティ施設、図書館などの各施設について多大の損傷がもたらされ、供用開始の時期を来年1月4日まで先送りせざるを得ないこととなった。

これらの施設は、いずれも行政サービスの拠点として市民生活に密接に関わり、日々の暮らしに欠かすことのできない重要なものである。また、その開設は、綿密に企図された準備の下で、計画的に進められてきたものであり、多くの市民も日々の生活の利便性の向上に大きな期待を寄せていた。

今回の火災事故は、安全な作業環境が確保されなかったことが指摘されている。これらの施設は、多くの市民が利用するという性格から、絶対的な安全性を確保しなければならないものである。

以上のことから、さいたま市議会は、これら公用・公共用の施設による安定的なサービスの提供と市民の安心・安全な利用を確保していくため、市長及び都市再生機構に対し、補修計画に基づき、供用を開始する日までに、今回の火災事故の教訓を踏まえ、確実に補修工事を完了することを求める。併せて、^{かし}瑕疵担保責任の存続期間を十分に見込むことや施設建築物の構造部に係る保証期間の延長、負担金の価額の見直しや損害賠償に係る協議等について、責任をもって進めることを求める。

以上、決議する。

平成24年5月2日提出

さいたま市議会サウスピア火災事故調査特別委員会

委員長 萩原章弘